四十一条第六項」に、「第二十五条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号」を「第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号」に、「、第二十三条第一項各号」を「、第二十七条第一項各号」に、「第二十六条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号」を「第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号」に、「第二十三条第五項各号」を「第二十七条第五項各号」に改め、同条第九項中「第十五条第二項、第二十二条の二及び第二十七条から第三十四条まで」を「第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条まで」に改め、同条を第四十一条とする。

第四章第二節を同章第三節とする。

第四章第一節中第三十五条を第四十条とする。

第三十四条第一項及び第三項中「第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項」を「第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十三条第一項中「第二十七条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第二十八条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十二条第一項中「第二十七条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第二十八条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第三十四条」を「第三十九条」に、「第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」を「第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十一条中「第二十七条第三項、第二十八条第三項」を「第三十二条第三項、第三十三条第三項」に、「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十条第一項中「第十六条若しくは第十六条の二」を「第十八条若しくは第十九条」に、「第十七条」を「第二十条」に改め、同条第三項中「第二十三条第一項又は第二十四条」を「第二十七条第一項又は第二十八条」に改め、同条第五項中「第二十二条の二第一項本文」を「第二十六条第一項本文」に改め、同条を第三十五条とし、第二十九条を第三十四条とする。

第二十八条第五項中「第二十五条第一項及び第二十六条第三項」を「第二十九条第一項及び第三十条第三項」に、「第三十二条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十七条第一項第二号中「第十八条第四項第一号」を「第二十一条第四項第一号」に改め、同項第三号中「第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」を「第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項」に、「第三十三条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第二項第二号中「第十八条第四項第一号」を「第二十一条第四項第一号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十六条の二第一項中「（個人関連情報データベース等（個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している者であって、第二条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）」を削り、「限る。以下」を「限る。以下この章及び第六章において」に、「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第一項各号」に改め、同条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十六条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第一項各号」に改め、同条を第三十条とする。

第二十五条第一項中「第二条第五項各号」を「第十六条第二項各号」に、「第二十六条の二第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同項ただし書中「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第一項各号」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条第一項中「以下同じ」を「以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ」に、「第二十六条の二第一項第二号」を「同号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条第一項に次の三号を加える。

五　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七　当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第二十三条第二項ただし書中「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第一号中「第二十六条第一項第一号及び第二十七条第一項第一号」を「第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条の二第一項ただし書中「他の個人情報取扱事業者」の下に「又は行政機関等」を加え、同条を第二十六条とし、第二十二条を第二十五条とし、第十八条から第二十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第十七条第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第七十六条第一項各号」を「学術研究機関等、第五十七条第一項各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

第十七条を第二十条とし、第十六条の二を第十九条とする。

第十六条第三項に次の二号を加える。

五　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。